

	<p>③ 産業別高齢者雇用推進事業の実施 学識経験者、産業団体代表者等を委員とする産業別の懇談会を毎年度新規に5産業団体程度（※）について開催し、高齢者等の雇用促進のために解決すべき課題等について検討を行う。また、産業団体はその結果に基づき高齢者等の雇用をより一層促進するために必要なガイドラインを自主的に策定することを支援する。さらに、その成果を取りまとめた後は、冊子等を作成し、関係機関に配布するほか、常に情報の抽出・整理ができるようデータベースを構築し、当該情報を蓄積・管理した上で、事業主等が有効に活用できるようホームページで速やかに公開する。 （※参考：14年度実績 3産業団体）</p>	<p>④ 産業別高齢者雇用推進事業の実施 「染色整理業」「機械設備メンテナンス業」「基礎工事業」「金融業」「自動車部品製造業」の5産業団体について、学識経験者、産業団体代表者等を委員とする産業別の懇談会を開催し、高齢者等の雇用促進のために解決すべき課題等について検討を行う。 また、「分析機器製造業（精密機械器具製造業）」「プラスチック製品製造業」「食料品等小売業」「信販業（割賦金融業）」「旅客自動車運送業」の5産業団体については17年度から引き続き、「オフィス家具製造販売業（事務用家具製造業）」「外食産業」「スクリーン印刷業」「化学工業」「タイル工事業」の5産業団体については18年度から新たに、懇談会において検討された結果に基づき、高齢者等の雇用を促進するためのガイドラインを自主的に策定することを支援する。 これら成果を取りまとめた後は、冊子等を作成し、関係機関に配布するほか、当該情報を蓄積・管理した上で、広く利用されるようホームページで速やかに公開する。 また、高齢者雇用アドバイザーが当該業種の事業所を訪問する際にツールとして活用する。</p>	<p>検討に専門家を参画させる等の支援を行った。 ・支援企業を訪問し、事業の進捗状況をヒアリングするとともに必要な助言等を行った。 ・「高齢者ワークシェアリング好事例集」を作成し、アドバイザーをはじめ地域の商工会議所や労働組合等にも配布するなど効果的な活用を努めた。 ・平成17年度に行った事業成果を取りまとめた「65歳までの継続雇用促進のための好事例集」及び「高齢者就業形態開発好事例集」をホームページ上に掲示し、企業担当者が容易にアクセス可能な環境を構築した。（平成18年度ダウンロード数88,221件） （資料19）</p> <p>④産業別高齢者雇用推進事業の実施 ・平成18年度においては、高齢者の能力の有効活用を主要な観点として、①染色整理業等6産業の懇談会を開催、②分析機器製造業（精密機械器具製造業）等10産業の高齢者雇用推進ガイドラインの策定等支援を行った。 （資料20）</p> <p>○産業別懇談会の開催 ・染色整理業、設備メンテナンス業、基礎工事業、協同組織金融業、自動車部品工業及び港湾運送業（6産業）の懇談会を業種団体ごとに延べ22回開催し、当該業種における高齢者雇用に関する解決すべき課題等について産業団体委員等と意見交換を行い、論議を整理して当該業種における高齢者雇用ガイドライン策定のための方向性等に関して検討し取りまとめた。</p> <p>○ガイドライン策定支援 ・分析機器製造業等(10産業団体)に対して効果的な取組を促すため以下のことに関する支援を行った。 ・本事業に関する推進担当者に対する事務処理に必要な支援（各団体とも1～2名の担当者を設置） ・本事業を円滑に実施するため設置された高齢者雇用推進委員会に出席し、情報・ノウハウを提供(各団体とも傘下企業委員等7～8名程度で構成される委員会を設置) ・ガイドラインの策定に資するために産業団体が実施した企業ヒアリング等に関して必要な助言等を行った。</p> <p>○ガイドラインの活用 ・ガイドラインは産業団体が傘下の企業に配布し、高齢者の雇用の促進に活用した。 ・Web上へ新たに5件（延べ19件）のガイドラインを登録し公開した。（平成18年度ダウンロード数36,825件） ・地方高齢法人等を通じて成果物を事業主等へ配布した。 ・各産業団体が主催となり連携をとりながら、その傘下企業を対象とした普及啓発セミナーを延べ27回開催した。 ・各傘下企業に対して、ガイドラインについて調査を行ったところ、89.0%の傘下企業から「役に立った（「役に立った」+「どちらかといえば役に立った）」との回答を得た。</p>
--	---	--	---

評価の視点	自己評価	A	評価	A
<p>第2 5 (3) ① 実践的調査研究の実施 ・各種事業の効果的かつ効率的推進の観点から、調査研究のテーマを設定していたか。 ・研究成果を相談・援助業務等に活用していたか。</p>	<p>（理由及び特記事項） ・改正高齢法の施行を踏まえ、「65歳までの雇用の条件整備」から「高齢者の能力活用」等にテーマを重点化した。また、高齢者雇用アドバイザーを委員とする「アドバイザー戦略検討会議」を開催し、今後の戦略的運営について検討を行い、各種研究の今後の実施に対する示唆を得た。 ・アドバイザーが本研究により開発したシステム等を用いることにより企業における高齢者の積極雇用への隘路を明らかにする等相談・援助業務等に活用した。企業診断システムについては2,171社（前年度実績1,814社）が活用している。</p>		<p>・高齢者に関する調査・研究の実施と活用は高く評価する。 ・アドバイザー戦略検討会議を開いた。ワークシェアリング等の事例集を作成した。 ・企業診断システムを開発し、前年度を上回る活用実績を上げた。 ・支援ツールの開発、改良、普及は急務であり、この取組は高く評価する。 ・ほぼ計画通りと判断する。 ・興味深い研究・支援が行われている。 ・各種の新たな取り組みは高く評価する。</p>	
<p>第2 5 (3) ② エイジフリー・プロジェクト関連事業の実施 ・高齢者等の募集・採用及び職場への定着・適応の促進を図るため、事例の収集及び阻害要因等の分析を行ったか。</p>	<p>・平成18年度は地域におけるエイジフリーの実態、企業の認識、阻害要因等の把握に力点を置き、山形県において企業アンケート調査(回収数356通、回収率28.8%)および個人アンケート調査(回収数2,604通、回収率45.7%)を実施し、研究テーマは、高齢者の能力の有効活用を主要な観点として、「職務再設計」、「人事・賃金」、「能力開発」、「健康管理」等から事業主のニーズに応じて設定した。</p>			

第2 5 (3) ③ 共同研究等の実施

・高年齢者等の雇用確保のための条件整備に必要な共同研究を10件以上実施したか。

・ワークシェアリング導入等の企業の事例の収集・提供を行っていたか。

・研究成果のデータベースを構築し、広く利用されるようにホームページでの情報提供を実施したか。

第2 5 (3) ④ 産業別高齢者雇用推進事業の実施

・5産業団体について、産業別の懇談会を開催し、高年齢者等の雇用促進のために解決すべき課題等について検討を行っていたか。

・8産業団体がガイドラインを策定することについて支援していたか。

・成果のデータベースを構築し、広く利用されるようにホームページでの情報提供を実施したか。

・共同研究は10件（前年度実績13件）実施した。
・ホームページで公開している共同研究年報からのダウンロード件数は75,486件であった。

・高齢労働者のためにワークシェアリング等を導入している取組事例の収集を行い事例集を作成し、アドバイザーをはじめ、地域の商工会議所、労働組合等関係諸機関・団体に配布し、活用を図った。特にアドバイザーの相談援助活動に際しては、多様な就業形態の導入事例とあわせて、企業の抱える隘路に即した情報として活用されている。

・平成17年度に実施した13事業所の38事例を職場改善支援システムに新たに登録し、Web上で公開した。データベースからのダウンロード件数は、16,718件であった。

・6産業団体についてそれぞれ3～4回の懇談会を開催し、各産業における高齢者雇用の現状を分析・整理し、明らかになった課題及び問題点の検討を行った。

・10産業団体についてガイドラインを策定できるするよう、①団体が行う検討についての助言、②団体が設置する検討会に出席し機構が有する情報・ノウハウの提供、③ガイドライン策定に要する経費の負担などにより支援を行った。

・平成17年度に策定された5団体分のガイドラインを新たにデータベースに登録し、Web上で公開した。データベースへのアクセス件数は36,825件である。また、傘下企業を対象とする普及啓発セミナーを延べ27回開催し、89.0%の企業から「役に立った」との回答を得た。

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>5 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 高齢者等の安定した雇用の確保、雇用管理改善、再就職援助措置等の実施、高齢者等の多様な就業ニーズに応じた就業機会の確保を図るために、職業安定機関と連携しつつ、事業主等に対して必要な支援を実施すること。</p> <p>(4) 啓発広報活動等の実施 高齢者等の雇用問題に関する情報の効率的な活用と国民の理解の促進を図るため、高齢者雇用確保措置及び高齢者等の雇用に関する情報及び資料の収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、事業主等に対する情報の提供については、利便性の観点からインターネット等の積極的活用を図り、各種行事の開催、刊行誌の発行、マスメディア等の活用により啓発広報活動を効果的かつ積極的に展開すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 高齢者雇用確保措置に関する事業主の自主的な取組、高齢者等の雇用管理の改善、再就職援助措置等の実施、高齢者等の職業の安定を図るための多様な就業機会の確保に関して、事業主等に対する支援を職業安定機関と十分に連携しつつ、効果的に実施する。</p> <p>(4) 啓発広報活動等の実施 高齢者等の雇用について、事業主をはじめ社会全体の意識を醸成するため、資料・情報の収集やインターネットを活用した情報提供の実施、高齢者雇用促進月間を中心とした各種行事の開催、定期刊行誌等の発行、新聞・テレビ等マスメディアの活用等により、啓発広報活動を効果的かつ積極的に展開する。</p> <p>① インターネット等を活用した情報提供の実施 事業主等に対する情報の提供については、インターネット等の積極的活用を図り、情報の内容を充実させ、事業主等の利便性に立った情報提供を図るとともに、積極的な普及啓発を図る。</p> <p>② 高齢者雇用フェスタの実施 高齢者雇用確保措置及び高齢者等の雇用の重要性を広く社会に浸透させ、高齢者等にとって働きやすい雇用環境にするために、企業等が創意工夫を行った改善の事例を発表する高齢者雇用開発フォーラム（シンポジウム・研究発表会）、高齢者雇用開発コンテスト入賞企業の表彰及び企業事例の紹介・展示等を行う「高齢者雇用フェスタ」等を開催することにより、幅広く啓発広報活動を実施する。その結果、アンケート調査における理解度が増加した参加者の割合を概ね80%以上とするよう質の向上を図</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 高齢法の改正により、平成18年度から高齢者雇用確保措置を講ずることが全ての事業主に義務化されることに対応して、65歳までの安定した雇用を確保するため、高齢者雇用確保措置の適切な運用・定着又は早期導入に対する事業主の取組を支援することを目的として、相談・援助、各種講習、調査研究、啓発広報活動等を職業安定機関と連携して効果的に実施する。 また、再就職援助措置等の実施、高齢者等の職業の安定を図るための多様な就業機会の確保に関する事業主支援及び「年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業（エイジフリー・プロジェクト）」を引き続き実施する。</p> <p>(4) 啓発広報活動等の実施 高齢法の趣旨を踏まえつつ、高齢者雇用確保措置等にかかる諸問題について、事業主をはじめ社会全体の意識を醸成するため、啓発広報活動を効果的かつ積極的に展開する。</p> <p>① インターネット等を活用した情報提供の実施 インターネット等の積極的な活用により、事業主等の利便性に立った情報提供を図るとともに、提供する情報の内容を充実を図る。</p> <p>② 高齢者雇用フェスタの実施 高齢者等の雇用の重要性を広く社会に浸透させ、高齢者等にとって働きやすい雇用環境にするために、10月の高齢者雇用支援月間を中心として、高齢者雇用開発コンテスト入賞企業の表彰を行うほか、企業等が創意工夫を行った改善事例を発表する高齢者雇用開発フォーラム及び企業事例の紹介・展示等を行う「高齢者雇用フェスタ」を開催する。開催に当たっては、アンケート調査において理解度が増加した参加者の割合が概ね80%以上となるよう質の向上を図る。このため、理解の助けにならなかった旨</p>	<p>(4) 啓発広報活動等の実施</p> <p>①インターネット等を活用した情報提供の実施 ・これまでに開発・構築したデータベースや各種システム等について、事業主等が高齢者雇用に関する職場改善などを円滑に進められるよう、ホームページ上に活用しやすい形で提供しており、平成18年度においては、以下のとおり内容の充実を図った。</p> <p>○職場改善支援システム ・職場改善事例13社38事例を追加した。（登録事例510件） ・アクセス件数26,642件（前年度比155%）</p> <p>○高齢者雇用開発コンテスト企業事例提供システム ・職場改善事例12社53事例を追加した。（登録事例653件） ・アクセス件数115,063件（前年度比342%）</p> <p>②高齢者雇用フェスタの実施 ○「高齢者雇用フェスタ2006」の開催 ・団塊世代が定年退職を迎える「2007年問題」を控え、今回は「団塊世代力が生きる社会をめざして」という「団塊世代」を前面に出すことで国民に分かりやすいテーマ設定で講演、ブース展示を行うほか、以下の内容を盛り込み多重構成により平成18年10月4日、東京ドームシティアプリズムホール・東京ドームホテルで開催した。 ・公開シンポジウム：「どう活かす、団塊力」をテーマに、これからの高齢化社会を展望（コーディネーター慶應義塾大学教授清家篤氏、パネリスト前宮城県知事浅野史郎氏等） ・高齢者雇用開発フォーラム：「65歳雇用時代の人事戦略」をテーマに、川崎重工工業株、ダイキン工業株等の企業事例発表 ・参加者は2,678人で過去最高を記録（前年度2,633人）した。講演、公開シンポジウムは定員を上回る参加者があり、緊急に席数を増やしたほか、立ち見等でも対</p>

る。また、その普及啓発活動の在り方についても、アンケート等により広く意見を求め、その内容及び方法についてより効果的なものとする。

③ 定期刊行誌等の発行その他啓発広報活動の実施

高齢化対策、高齢者等の雇用問題について、その具体的対応事例等を掲載した定期刊行誌を作成し、月60,000部(※)の発行部数を目指すとともに、高齢者等の雇用に関する諸問題を解説した冊子等を作成し、事業主等に配布する。その他予算の範囲内で、テレビ・新聞広告等を媒体とした啓発広報活動を行う。

(※参考：14年度実績 54,400部)

の評価に対しては、自由回答欄の記載によりその原因等を把握する等により、次年度において、より参加者の理解度が増加する内容となるよう見直しを図る。

また、その普及啓発活動の在り方についても、アンケート等により広く意見を求め、その内容及び方法についてより効果的なものとする。

③ 定期刊行誌等の発行その他啓発広報活動の実施

高齢化対策、高齢者等の雇用問題について、その具体的対応事例等を掲載した定期刊行誌「エルダー」を月60,000部作成・発行し、事業主等に配布する。また、高齢化に対応した人事制度の見直し策等を解説した小冊子及び高齢化・高齢者雇用に関連する統計データを取りまとめた冊子を作成し、事業主等に配布するほか、テレビ・新聞広告等を媒体とした啓発広報活動を行うとともに「エルダー」及び各種啓発広報活動の内容の一層の充実に向けた検討を行う。

応した。

- ・なお、当フェスタの様子は開催日当日NHK総合「首都圏ネットワーク」でも取り上げられた。一方、公開シンポジウムは10月21日のNHK教育「土曜フォーラム」で放送し、約60万世帯が視聴した。
- ・「高齢者雇用フェスタ2006」のアンケート調査は、調査項目を4段階から5段階に変更し、的確なニーズ把握に努めた。その結果は、92.5%（目標値80%以上）の回答者から高齢者雇用に関して参考になったとの評価を得た。さらにフェスタに参加して「自分の今後の働き方等を考えるきっかけとなった（51.8%）」、「高齢者の雇用や働き方について興味を持った（42.4%）」、「高齢者雇用について具体的に検討したいと思った（22.0%）」（いずれも複数回答による結果）との回答を得た。
- ・前年度のアンケートの要望を踏まえ、「再チャレンジゾーン」における人材紹介会社等による相談コーナーの設置、イベント会場における展示コーナーへの導線の見直しによる効率的な見学を可能とした。

(資料21)

③定期刊行誌等の発行その他啓発広報活動の実施

○定期刊行誌「エルダー」の発行

- ・企業の人事、労務担当者及び高齢者雇用問題に関心を持っている者等を対象に毎月60,000部発行した。

(資料22)

○「エルダー」読者アンケート調査によるニーズ把握

- ・読者からのアンケート調査、エルダー編集委員会の意見等を踏まえ、①「生産効率維持に向けた職場改善の関連記事」「中小企業の事例」の掲載、②「人事担当者向けに「最近の人事の法律問題」を連載、③「団塊の世代の仕事と生活に関する意識調査」の解説記事を掲載した。
- ・また、読者へのアンケート調査の結果（有効回答数972）では、93.1%からエルダーが「非常に役に立っている」、「参考になっている」との回答を得た。

(資料23)

○企画競争入札の導入

- ・誌面の一層の充実とコスト削減を目指すため、企画競争入札による編集業者の選定を実施した。

○小冊子の作成・配布等

- ・エルダー掲載記事をもとに、事業主の抱える各種の雇用問題への対処法や参考となりうる好事例を、それぞれ「高齢者雇用問題シリーズ」、「高齢者雇用の企業事例ベスト20」の小冊子として作成し事業主等へ配布した。
- ・機構のホームページに過去12ヶ月分の掲載記事をPDF版化及びテキスト版（視覚障害者対応）化し掲載した。

○「高齢社会統計要覧」の作成・配布

- ・企業等人事担当者及び関係諸機関職員を対象として、「高齢社会統計要覧」を2,700部作成し、配布した。単なるデータ集という側面だけでなく、掲載データをもとに特集記事「就業ニーズから見た高齢者の多様性と課題」を併せて掲載した。

○新聞広告による高齢者雇用確保措置の周知徹底

- ・高齢者雇用確保措置義務化の周知徹底のために改正法施行に関する新聞広告（6月下旬、全国紙3紙）と高齢者雇用支援月間に関する新聞広告（10月1日、読売新聞）を行った。
- ・特に雇用確保措置の早期導入の周知徹底を強化するため、読売新聞社と連携して記事広告を含めた15段全面広告に拡充した結果、同新聞社が実施した読者モニター調査で、広告の好感度、理解度、信頼度について回答者の7～8割から高い評価を得た。

○ポスター掲示・テレビCMによる情報発信

- ・俳優山崎努による高齢者雇用支援月間PRポスター等を作成し、全国主要都市の駅等に掲示した。月間ポスターについては、朝日新聞ホームページにおいても、「俳優の山崎努さん、ポスターで高齢者雇用支援に一役」との見出しで紹介され、広く一般社会に向けて高齢者雇用に関する情報発信の機会を得た。
- ・俳優山崎努によるCMを作成し、各都道府県の地元TV局又は街頭ビジョン等で放送した。このCMについては、月刊誌「CMNOW」（2007.1-2月号）及び月刊誌「コマーシャルフォト」（2006.12月号）において、インパクト効果の高いCMとして紹介された。

(資料24)

評価の視点	自己評定	A	評定	A
<p>第2 5 (4) ① インターネット等を活用した情報提供の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 高年齢者等の雇用に関して、インターネットを活用して積極的に情報を提供していたか。 <p>第2 5 (4) ② 高齢者雇用フェスタの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者雇用フェスタについて、高年齢者等の雇用の確保の重要性を参加者に理解させるような内容となっていたか。 概ね80%以上の回答者から理解度が増加した旨の評価を得られたか。 アンケート調査において提出された意見を適宜取り入れ、又は意見を参考として、改善策について検討していたか。 <p>第2 5 (4) ③ 定期刊行誌等の発行その他啓発広報活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 「エルダー」について月60,000部の発行部数を目指した取組を行っていたか。 テレビ・新聞広告等を媒体とした啓発広報活動を行っていたか。 「エルダー」及び各種啓発広報活動の内容の一層の充実に向けた検討を行っていたか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「職場改善支援システム」に13社38事例を追加した(登録事例510件)。 効果的な職場改善について、「高年齢者雇用開発コンテスト企業事例提供システム」に12社53事例を追加した(登録事例653社)。 団塊の世代が定年を迎える「2007年問題」を控え、「団塊世代力が活きる社会をめざして」という「団塊世代力」を前面に出すことで、参加者に高年齢者等の雇用の確保の重要性を理解してもらえるイベントとした。 参加者アンケート調査において、過去のアンケート調査を改善し、4段階評価から5段階評価に改め、的確なニーズ把握に努めた。その結果、92.5%の回答者から高齢者雇用に関して「参考になった」との評価を得た。 また、「自分の今後の働き方等を考えるきっかけとなった(51.8%)」、「高齢者の雇用や働き方について興味を持った(42.4%)」、「高齢者雇用について具体的に検討したいと思った(22.0%)」(いずれも複数回答による結果)との回答を得た。 前年度のアンケートの要望を踏まえ、「再チャレンジゾーン」における人材紹介会社等による相談コーナーの設置、イベント会場における展示コーナーへの導線の見直しによる効率的な見学を可能とした。 月60,000部の発行に向け、アンケートや編集委員会の意見を踏まえた、誌面作りを行った。また、ホームページ上に掲載したバックナンバー(PDF)を更新・整理することで利用者が情報を取得しやすくするよう配慮した。 高年齢者雇用支援月間内に全国でタレント(山崎 努)を起用したテレビCMを放映したほか、読売新聞(「高年齢者雇用支援月間」PR(平成18年10月1日))、朝日新聞(「高齢者雇用フェスタ」PR(平成18年9月30日、10月1日))などで啓発広報活動を行った。また、「日経ビジネス」(平成19年3月19日号)、「週刊ダイヤモンド」(平成19年3月24日号)等の雑誌で高年齢者雇用に係る記事広告等の啓発広報活動を行った。 65歳継続雇用の質的充実と70歳雇用の実現に向けて、エルダー及び啓発広報活動を積極的に活用した。 エルダーにおいて、読者からのアンケート調査、編集委員会の意見等を踏まえ、①「生産効率維持に向けた職場改善の関連記事」、「中小企業の事例」の掲載、②人事担当者向けに「最近の人事の法律問題」を連載、③「団塊の世代の仕事と生活に関する意識調査」の解説記事を掲載した。 「高年齢者雇用問題シリーズ」(小冊子)、「高齢者雇用の企業事例ベストシリーズ」を作成し、事業主等に配布し、活用を図った。 			<ul style="list-style-type: none"> 目標を概ね上回った成果を上げたと評価する。 「高齢者雇用フェスタ」を開き、啓発広報活動を行った。 「エルダー」のバックナンバーを更新・整理した。 フェスタ参加者、エルダー発行部数等はほぼ目標を達成している。 「エルダー」及び「働く広場」は有益であり、一般企業、労働者への配布を行うために書店で取り扱うようにし、商売として成り立つことを考えるべきである(月60,000部でなく100,000部を目標とする)。 目標を確実に達成した。

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>6 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項 労働者が、早い段階から自らの職業生活の設計を行い、高齢期において、自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し、実現できるようにするため、専門的な相談窓口を設置し、職業安定機関と密接な連携を図りながら、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行うこと。 また、事業主がその雇用する労働者に対して、高齢期における職業生活の設計について効果的な援助を行うよう啓発・指導を行うこと。</p> <p>(1) 在職者を中心とした中高年齢者に対する業務 在職者を中心とした中高年齢者に対し、高齢期の職業生活設計等を支援するため、毎年度36,000件以上の相談援助等を実施する。また、高齢期における職業生活設計等に資する各種情報提供、各種セミナー・講習会を開催すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>6 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項 労働者が早い段階から自らの職業生活の設計を行い、高齢期において、自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し、実現できるようにするため、専門窓口を設置し、職業安定機関等と密接な連携を図りながら、在職者を中心とした中高年齢者に対し、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行う。</p> <p>(1) 在職者を中心とした中高年齢者に対する業務 ① 在職者を中心とした中高年齢者に対する個別相談等の実施 在職者を中心とした中高年齢者に対し、高齢期の職業生活設計等を支援するため、そのニーズの把握とノウハウの確立に努めつつ、再就職、職業生活設計、退職準備等に係るきめ細かな相談援助等を毎年度36,000件以上実施する。実施後は、利用者に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち概ね70%以上の利用者から高齢期における職業生活設計を行う上で効果があった旨の評価が得られるよう質の向上を図る。</p> <p>② セミナー・講習会の開催 高齢期における職業生活設計等に資する各種情報を提供するため、利用者のニーズの把握とテーマの多様化に努めつつ、セミナー・講習会を毎年度2,450回以上開催する。 また、セミナー・講習会等終了後に参加者にアンケート調査を実施し、有効回答のうち概ね80%以上の参加者から高齢期における職業生活設計を行う上で有用であった旨の評価が得られるよう質の向上を図る。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>6 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項 労働者が早い段階から自らの職業生活の設計を行い、高齢期において、自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し、実現できるようにするため、地方高齢法人に設置されている高齢期雇用就業支援コーナーにおいて、職業安定機関等と密接な連携を図りながら、在職者を中心とした中高年齢者に対し、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行う。</p> <p>(1) 在職者を中心とした中高年齢者に対する業務 ① 在職者を中心とした中高年齢者に対する個別相談等の実施 在職者を中心とした中高年齢者に対し、高齢期の職業生活設計等を支援するため、そのニーズに応じた再就職、職業生活設計、キャリアの棚卸し、退職準備等に係る相談援助等を36,000件以上実施する。キャリアの棚卸しの際には、必要に応じて「キャリア棚卸支援システム」の活用を図る。実施後は、利用者に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち概ね70%以上の利用者から高齢期における職業生活設計を行う上で効果があった旨の評価が得られるよう質の向上を図る。このため、効果がなかった旨の評価に対しては、自由回答欄の記載によりその原因等を把握する等により、より利用者の満足が得られる内容となるよう随時見直しを図る。</p> <p>② セミナー・講習会の開催 高齢期における職業生活設計等に資する各種情報を提供するため、利用者のニーズの把握とテーマの多様化に努めつつ、セミナー・講習会を2,450回以上開催する。 開催に当たっては、利用者に対するサービスの向上を図るため土日・夜間の開催を積極的に進めるなど職業生活設計に係るセミナー・講習会の充実に努める。 また、セミナー・講習会終了後に参加者にアンケート調査を実施し、有効回答のうち概ね80%以上の参加者から高齢</p>	<p>平成18年度の業務の実績</p> <p>(1) 在職者を中心とした中高年齢者に対する業務</p> <p>① 在職者を中心とした中高年齢者に対する個別相談等の実施 ○相談援助の実績 ・相談援助件数は56,609件、達成率は157.2%であった。 (資料25)</p> <p>○土日・夜間相談の新規実施 ・平成18年度から新規に実施した土日・夜間の相談については、平成17年度のアンケート調査結果を踏まえて積極的に取り組み、全ての支援コーナーにおいて実施した。(47コーナー・508回)</p> <p>○利用者ニーズを的確にとらえた相談援助 ・中高年齢者(35,973名)に対する相談内容は、「退職準備に関する相談」(41.0%)が最も多く、次いで「再就職に関する相談」(40.7%)となっている。事業主(12,980名)に対する相談内容では「退職準備援助に関する相談」(60.7%)が最も多く、次いで「再就職援助に関する相談」(16.5%)となっている。 ・こうした「再就職」「退職準備」に関する相談に的確に対応できるよう相談員の研修を行うなどサービスの質の向上に努めた。</p> <p>○アンケート調査の実施 ・平成18年11月に相談に係るアンケート調査を実施し、97.4%の利用者から「たいへん効果があった」又は「効果があった」旨の回答を得た。 ・なお、アンケート調査結果については、自由記述欄を含め体系的な分析に努めて地方高齢法人へフィードバックを行い、今後より一層効果的な相談援助を行うよう指導した。 (資料26)</p> <p>② セミナー・講習会の開催 ○セミナー・講習会の実績 ・開催回数は4,196回、達成率は171.3%であった。 (資料25)</p> <p>○利用者ニーズを踏まえたテーマ設定 ・中高年齢者を対象としたセミナー・講習会を4,068回、事業主を対象としたセミナー・講習会を128回開催した。テーマはアンケート調査を踏まえた利用者のニーズに応じて再就職活動、公的年金、定年退職後の職業生活設計等の多様なテーマで実施した。 ・セミナー・講習会の受講者数は97,184人で、開催回数増加に伴って前年度(87,831人)より9,353人、10.7%増加した。</p>

<p>(2) ホームページ等を活用した情報提供 専門的な相談窓口の業務紹介、各種セミナーの開催案内、情報提供、情報収集活動を行うに当たって、在職者の利便等を勘案して、ホームページの活用を図ること。</p>	<p>(2) ホームページ等を活用した情報提供 専門的な相談窓口の業務紹介、各種セミナーの開催案内、情報提供、情報収集等活動を行うに当たっては、特に在職者の利便等を勘案して、ホームページ等インターネットを積極的に活用し、各種情報の提供等を行うこと等により、そのニーズの把握と定期的な内容の更新等に努めつつ、ホームページの年間アクセス件数が180,000件以上となるように積極的な普及啓発を図る。</p>	<p>期における職業生活設計を行う上で有用であった旨の評価が得られるよう質の向上を図る。このため、有用でなかった旨の評価に対しては、自由回答欄の記載によりその原因等を把握する等により、より参加者の満足が得られる内容となるよう随時見直しを図る。</p> <p>(2) ホームページ等を活用した情報提供 高齢期雇用就業支援コーナーにおける業務紹介、各種セミナーの開催案内、関連情報の提供については、特に在職者の利便等を勘案して、ホームページ等インターネットを積極的に活用し、そのニーズの把握と定期的な内容の更新等に努めつつ、ホームページの年間のアクセス件数が180,000件以上となるように積極的な普及啓発を図る。</p>	<p>○土日・夜間、出張セミナーの積極的実施 ・土日・夜間セミナーについては、利用者に対するサービスの向上を図るため、積極的に取り組み、全ての支援コーナーにおいて実施した。(47コーナー・785回) また、平日に利用しにくい中高年齢者が1回当たり約21人受講し、その約61%が在職者であった。 ・出張セミナーについては、土日・夜間セミナー同様、利用者に対するサービスの向上を図るため、積極的に取り組んだ結果(1,466回実施)、前年度(1,140回)より326回、28.6%増加した。</p> <p>○セカンドキャリア支援講習の新規実施 ・セカンドキャリア支援講習は、定年・退職後のキャリア形成の支援を一層強化するため、平成18年度から新規に実施した事業で、45歳以上の在職者を対象に、セミナー(内容は高齢期の生き方と就業、今後のライフプラン等)とキャリアカウンセリングを組み合わせて2日間で実施している。積極的に取り組んだ結果、10コーナーで計68回開催し好評を得た。</p> <p>○アンケート調査の実施 ・平成18年11月にはセミナー・講習会に係るアンケート調査を実施し、95.0%の利用者から「たいへん効果があった」又は「効果があった」旨の回答を得た。また、アンケートの自由記述において「テーマや内容に応じて時間配分を工夫してほしい」「土日・夜間セミナーの開催や開催地域の拡大を希望する」等の意見・要望等が見られた。なお、アンケート調査結果については、体系的な分析に努めて地方高齢法人へフィードバックを行い、今後より一層充実したセミナーを実施するよう指導した。</p> <p>(資料27)</p> <p>(2) ホームページ等を活用した情報提供 ○ホームページを活用した情報提供の実績 ・ホームページのアクセス件数(219,882件)は、前年度(187,873件)を17.0%上回った。セミナー開催のPRや更新を積極的に行うなど、内容の充実を図った。</p>
--	---	---	---

評価の視点	自己評定	A	評定	A
<p>第2 6 (1) ① 在職者を中心とした中高年齢者に対する個別相談等の実施 ・36,000件以上の相談援助を実施したか。</p> <p>・相談等について有効回答のうち概ね70%以上の利用者から高齢期の職業生活設計を行う上で効果があった旨の評価を得られたか。</p> <p>・アンケート調査において提出された意見を適宜取り入れ、又は意見を参考として、改善策について検討していたか。</p> <p>第2 6 (1) ② セミナー・講習会の開催 ・利用者のニーズに応じたセミナー・講習等を2,450回以上開催したか。</p> <p>・セミナー・講習等の土日・夜間開催を行うなど、在</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・相談援助については、利用者に対するサービスの向上を図るため、新たな取組として土日・夜間相談を、47都道府県全ての支援コーナーにおいて積極的に実施した結果、相談援助件数は56,609件(前年度58,266件)であった。</p> <p>・有効回答のうち97.4%の利用者から「たいへん効果があった」、「効果があった」旨の評価を得た。 ・相談については、「退職準備」、「再就職」等の相談内容が多くなっているため、こうした相談に的確に対応できるよう相談員の研修を行うなどサービスの質の向上に努めた。</p> <p>・アンケート調査の結果については、今後の業務改善に資するため、肯定的意見に加え、「効果がなかった理由」や「その他の意見・要望」についても体系的に分析し、今後の対応を含めて地方高齢法人にフィードバックを行った。また、在職利用者のサービスの向上を図るため、土日・夜間相談を積極的に実施した。</p> <p>・利用者ニーズに応じたセミナー・講習会を4,196回(前年度3,794回)開催した。 ・具体的テーマとしては、「年金制度・受給の仕方」、「定年後の生活設計・定年退職準備等」、「再就職準備」、「高齢期の健康管理」、「ライフプラン・職業生活設計」等、ニーズに応じて多様なテーマで実施した。</p> <p>・土日・夜間セミナーについては、平成15年度業績評価の際の労働部</p>		<p>・目標を概ね上回った成果を上げたと評価する。 ・56,609件の相談援助を行った。在職者のために土日・夜間相談を実施し、アンケートで高く評価された。 ・土日夜間のセミナーの開催は的を得た方策であり高く評価する。</p>	

<p>職者に対するサービスの向上を図っていたか。</p> <p>・セミナー・講習等について有効回答のうち概ね80%以上の参加者から高齢期における職業生活設計を行う上で有用であった旨の評価を得られたか。</p> <p>・アンケート調査において提出された意見を適宜取り入れ、又は意見を参考として、改善策について検討していたか。</p> <p>第2 6 (2) ホームページ等を活用した情報提供 ・180,000件以上のアクセス件数を達成したか。</p>	<p>会の指摘を踏まえ、引き続き積極的に取り組んだ結果、すべての支援コーナー(47コーナー)において785回(前年度36コーナー399回)実施した。また、事業所等に出向いて開催する出張セミナーも1,466回(前年度1,140回)実施し、在職者に対するサービスの向上を図った。</p> <p>・有効回答のうち、95.0%の受講者から「たいへん有用だった」、「有用だった」旨の評価を得た。</p> <p>・自由記述では、「常に生活設計に意識を持ち、人生の時間割を考えて生きたい」、「自分が有利な点がはっきりし、再就職への意欲がわいた」等の肯定的な評価を得た。</p> <p>・アンケート調査の結果については、今後の業務改善に資するため、肯定的意見に加え、「有用でなかった理由」や「その他の意見・要望」についても体系的に分析に努め、今後の対応を含めて地方高齢法人にフィードバックを行い今後より一層充実したセミナーを実施するようにした。</p> <p>・アンケート調査を踏まえて、利用者ニーズに応じて多様なテーマ設定により実施した。</p> <p>・ホームページを活用した情報提供については、セミナー開催案内など更新を積極的に実施することにより、219,882件(前年度187,873件)のアクセス件数となった。</p>
--	--

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績									
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>7 障害者職業センターの設置運營業務の実施に関する事項 障害者職業センターにおける職業リハビリテーションについては、障害者各人の障害の種類及び程度並びに希望、適性、職業経験等の条件に応じ、総合的かつ効果的に実施すること。そのために、各関係機関との連携を図るとともに、職業リハビリテーションの実施に係る目標を設定し、厳格な外部評価を実施すること。 また、障害者職業総合センターにおいては、職業リハビリテーションに係る調査・研究及び新たな技法の開発を行い、その成果の普及・活用を図ること。</p> <p>(1) 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施</p> <p>① 地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）において、効果的なリハビリテーションが実施されるようにすること。</p> <p>また、職業安定機関等と連携し、この中期目標の期間中に延べ100,000人以上（※）の障害者に対し、より就職に結びつく職業リハビリテーションサービスを実施すること。 （※参考：過去5年間の対象者数（年平均）20,217人。1割増の目標としつつ、4.5を乗じると約10万人となる。）</p> <p>② 地域センターにおける職業準備訓練、職業講習の実施により、障害者の就労の可能性を高め、中期目標の期間中70%以上（※）の対象者が就職等に向かう次の段階（職業紹介、ジョブコーチ支援事業、職業訓練、職場実習等）に移行できるようにすること。 （※参考：14年度移行率 69.5%。今後、移行が困難な重度障</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>7 障害者職業センターの設置運營業務の実施に関する事項 障害者職業センターにおける職業リハビリテーション関係業務については、障害者雇用納付金関係業務等と有機的な連携を図るとともに、職業安定機関を始め、福祉、医療、教育機関等の関係機関との密接な連携の下、適正かつ効果的に業務を実施する。 また、効率的かつ効果的な業務の実施に資するため、外部の委員による厳格な評価を実施する。</p> <p>(1) 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施</p> <p>① 障害者の個々の特性に応じた職業リハビリテーション計画の策定 地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）において、専門的知識、技術に基づいて職業リハビリテーションを行うことが必要な障害者に対して、効果的な職業リハビリテーションを実施するため、的確な職業評価とインフォームドコンセント（説明と同意）により、障害者個々の特性に応じた職業リハビリテーション計画を策定する。 そして、中期目標の期間中に公共職業安定機関と連携し、延べ100,000人以上（※）の障害者に対し、より就職に結びつく職業リハビリテーションサービスを実施する。 （※参考：過去5年間の対象者数（年平均）20,217人。1割増の目標としつつ、4.5を乗じると約10万人となる。）</p> <p>② 障害者の就労の可能性を高めるための支援の実施 地域センターにおいて、個々の対象者の特性を踏まえ作成した指導カリキュラムに基づき、基本的労働習慣の獲得、職業に関する知識の習得等を図る職業準備訓練、職業講習を的確かつ効果的に実施し、また、障害者のニーズ等を踏まえて講習内容を見直す等、その内容の充実を</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>7 障害者職業センターの設置運營業務の実施に関する事項 障害者職業センターにおける職業リハビリテーション関係業務については、障害者雇用納付金関係業務等と有機的な連携を図るとともに、職業安定機関を始めとする福祉、医療、教育機関等の関係機関との密接な連携の下、適正かつ効果的に業務を実施する。 職業リハビリテーションに関する業務については、外部評価委員会の職業、医学、社会、教育の各リハビリテーション分野の専門家を委員とする職業リハビリテーション専門部会において外部評価を実施する。</p> <p>(1) 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施</p> <p>① 障害者の個々の特性に応じた職業リハビリテーション計画の策定 地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）において、専門的知識、技術に基づいて職業リハビリテーションを行うことが必要な障害者に対して、効果的な職業リハビリテーションを実施するため、的確な職業評価とインフォームドコンセント（説明と同意）により、障害者個々の特性に応じた職業リハビリテーション計画を策定する。 そして、公共職業安定機関と連携し、より就職に結びつく職業リハビリテーションサービスを実施する。 （平成18年度対象者数の目標：22,230人以上）</p> <p>② 障害者の就労の可能性を高めるための支援の実施 地域センターにおいて、個々の対象者の特性を踏まえ作成した指導カリキュラムに基づき、基本的労働習慣の獲得、職業に関する知識の習得等を図る職業準備支援事業（※）、OA講習を的確かつ効果的に実施し、障害者の就労の可能性を高め、中期目標の期間中に70%以上の対</p>	<p>平成18年度の業務の実績</p> <p>(1) 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施</p> <p>① 障害者の個々の特性に応じた職業リハビリテーション計画の策定 ○精神障害者等に対する支援の拡大による支援対象者の増加 ・対象者数：26,189人（前年度比1,338人増） ・障害者の支援ニーズに対応して、平成17年10月から精神障害者総合雇用支援の開始、公共職業安定所との連携、職リハネットワークの活用等により、「精神障害者」（5,620人：前年度より1,489人増）、「その他（発達障害含む）」（3,696人：前年度より318人増）の利用が顕著に増加し、職業評価・職業指導の対象者数は、初めて2万5千人を超えた。 ・地域センター内や事業所等での作業場面を活用した職業評価の実施及びそれに基づく職業リハビリテーション計画の策定に努めた（職業リハビリテーション計画策定数：17,410件（前年度比12.4%増））。 ・特に精神障害者については、障害者自身が自己決定し、主体的に取り組むことが重要であるため、支援の各段階において支援の状況、本人の意思等を踏まえて、職業リハビリテーション計画をきめ細かに策定し、支援を実施することを徹底した。その結果、特に精神障害者に対する職業リハビリテーション計画策定件数が増加した。</p> <table border="1" data-bbox="1923 1377 2576 1593"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職リハ計画策定件数（全数）</td> <td>15,492件</td> <td>17,410件 (11.2%増)</td> </tr> <tr> <td>精神障害者に対する職リハ計画策定数</td> <td>2,871件</td> <td>4,478件 (56.0%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料28)</p> <p>○アンケート調査（職リハ計画内容） ・「たいへん満足している」「満足している」との回答：86.1% (資料29)</p> <p>② 障害者の就労の可能性を高めるための支援の実施 ○就職に向かう次の段階への移行の促進 ・職業準備支援事業及びOA講習の修了者の就職等に向かう次の段階への移行率：75.7%（前年度比2.3%減） ・修了者の就職率：53.5%（前年度比3.3%増） ・障害者の支援ニーズに対応した支援の実施により、精神障害者や発達障害者に対する支援が引き続き増加した。一方で、利用者数の6割を占める知的障害者については、これら支援を他の就労支援機関に委ねる等これらとの連携による効率的な支援により対応した。</p>		平成17年度	平成18年度	職リハ計画策定件数（全数）	15,492件	17,410件 (11.2%増)	精神障害者に対する職リハ計画策定数	2,871件	4,478件 (56.0%増)
	平成17年度	平成18年度										
職リハ計画策定件数（全数）	15,492件	17,410件 (11.2%増)										
精神障害者に対する職リハ計画策定数	2,871件	4,478件 (56.0%増)										

害者や精神障害者に対する支援が増加することが見込まれている。）

なお、職業準備訓練、職業講習については、経済・雇用失業情勢を踏まえつつ、職業紹介等の業務を担当する公共職業安定機関との緊密な連携を図り、中期目標の期間中においてその修了者の就職率が40%以上（※）となることに資するため、その内容の充実を図ること。
（※参考：14年度就職率 38.5%）

③ ジョブコーチ支援事業については、この中期目標の期間中において10,500人以上（※1）の障害者を対象に実施し、中期目標期間中において75%以上（※2）の定着率を達成すること。

（※参考1：平成15年度の予算内示における対象者は2,951人（うち地域センターが自ら行うもの：1,870人）。平成17年度下半期より地域センターが自ら行うもののみになることから、4.5年間で10,577人となる。）
（※参考2：平成14年9月末日までに支援を終了した者の定着率74.7%）

そして、ジョブコーチ支援事業を受けた者にアンケート調査を実施し、職場適応を進める上で効果があった旨の評価を80%以上得られるようにすること。

④ 精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムについては、地域における支援ネットワークを構築した上で、主治医等関係者との緊密な連携を図り、この中期目標の期間中において、精神障害者1,800人以上（※1）、精神障害者の新規雇用のために支援が必要な事業所2,300以上（※2）、復職及び雇用継続のために支援が必要な事業所4,700以上（※3）を対象に専門的な支援を行い、復職支援及び雇用継続支援終了者の50%以上が復職又は雇用継続できるようにすること。

（※参考1：平成17年度下半期の

図ることにより、障害者の就労の可能性を高め、中期目標の期間中に70%以上（※）の対象者が就職等に向かう次の段階（職業紹介、ジョブコーチ支援事業、職業訓練、職場実習等）へ移行できるようにする。

（※参考：14年度移行率 69.5%。今後、移行が困難な重度障害者や精神障害者に対する支援が増加することが見込まれている。）

なお、職業準備訓練、職業講習については、経済・雇用失業情勢を踏まえつつ、職業紹介等の業務を担当する公共職業安定機関との緊密な連携を図り、中期目標の期間中においてその修了者の就職率が40%以上（※）となることに資するため、その内容の充実を図ること。
（※参考：14年度就職率 38.5%）

③ 障害者の職場適応に関する支援の実施
職業安定機関等と密接に連携して知的障害者や精神障害者等の状況把握に努め、職場適応のために事業所における支援が必要な障害者に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）による障害者、事業主等への支援を、中期目標の期間中において10,500人以上（※1）の障害者を対象に事業を円滑に実施する。また、個々の障害者の特性及び職場環境に十分に配慮した個別の支援計画に基づき、75%以上（※2）の定着率を目指して、障害者の職場への適応・定着を促進する。

そして、ジョブコーチ支援事業を受けた者にアンケートを実施し、有効回答のうち80%以上から職場適応を進める上で効果があった旨の評価が得られるようにする。

（※参考1：平成15年度の予算内示における対象者は2,951人（うち地域センターが自ら行うもの：1,870人）。平成17年度下半期より地域センターが自ら行うもののみになることから、4.5年間で10,577人となる。）

（※参考2：平成14年9月末日までに支援を終了した者の定着率74.7%）

④ 精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムの実施
地域センターにおいて、地域における事業主、医療機関、精神保健福祉機関、メンタルヘルス機関等で構成する精神障害者雇用支援ネットワークを構築した上で、主治医、事業主、家族等関係者との緊密な連携体制の確立を図り、職業生活の安定のための支援が必要な精神障害者1,800人以上（※1）、精神障害者の新規雇用のために支援が必要な事業所2,300以上（※2）、復職及び雇用継続のために支援が必要な事業所4,700以上（※3）に対し、復職支援及び雇用継

象者を就職等に向かう次の段階（職業紹介、ジョブコーチ支援事業、職業訓練、職場実習等）への移行を図る。

また、経済・雇用失業情勢を踏まえつつ、職業紹介等の業務を担当する公共職業安定機関との緊密な連携を図り、中期目標の期間中においてその修了者の就職率が40%以上となることに資するため、その内容の充実を図る。

（※）職業準備訓練、職業講習及び対人技能訓練等のカリキュラムの実施により、総合的に支援を行う事業。

③ 障害者の職場適応に関する支援の実施

職業安定機関等と密接に連携して知的障害者や精神障害者等の職場適応に関する支援ニーズの把握に努め、職場適応のために事業所における支援が必要な障害者に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）による障害者、事業主等への支援を円滑に行う。

（平成18年度対象者数の目標：1,870人（※1））

また、個々の障害者の特性及び職場環境に十分に配慮した個別の支援計画に基づき支援を行うことにより、75%以上の定着率を目指す。

そして、ジョブコーチ支援事業を受けた者にアンケートを実施し、有効回答のうち概ね80%以上から職場適応を進める上で効果があった旨の評価が得られるようにする。このため、効果がなかった旨の評価に対しては、自由回答欄の記載によりその原因等を把握する等により、より利用者の満足が得られる内容となるよう随時見直しを図る。

さらに、福祉施設等や事業主が行う障害者の職場適応のための支援が効果的に実施されるよう、専門的な援助を行う。

（※参考1：平成18年度の予算内示における対象者は1,870人。）

④ 精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムの実施

地域センターにおいて、職業生活の安定のための支援が必要な精神障害者並びに精神障害者の新規雇用、復職及び雇用継続のために支援が必要な事業主に対する総合雇用支援を円滑に実施できるように、地域の精神障害者の雇用促進等に対する機運の醸成や理解の促進を図り、支援ニーズの把握に努め、精神障害者の雇用支援ネットワークの構築を進める。

精神障害者雇用支援ネットワークの構築に当たっては、事業主の代表、労働局、医療機関、精神保健福祉機関、メンタル

＜精神障害者＞

平成18年度：682人（前年度比38人増）

＜発達障害者＞

平成18年度：325人（前年度比188人増）

・職業準備支援事業に係る対象者2,074人に対して、引き続き個別支援を徹底して実施した。

（資料30）

○アンケート調査（職業準備支援）

・「たいへん効果があった」「効果があった」との回答：84.1%
・アンケート調査結果については、集計結果のみならず、自由記述の意見とその分析結果、今後の対応を一覧に取りまとめ、地域センターにフィードバックした。

（資料31）

③障害者の職場適応に関する支援の実施

○ジョブコーチによる支援の円滑な実施及び支援充実のための取組

・支援対象者数：3,306人（前年度比256人増）
・支援ニーズの高まりを踏まえ、職業安定機関や事業主等と引き続き連携を図ることにより、3,306人（達成率176.8%）に支援を実施した。
・前年度のアンケート調査で把握した支援技法の向上に関する意見を踏まえ、ジョブコーチ支援のノウハウを取りまとめた「ジョブコーチによる支援事業実施マニュアル」に新たに6件の支援事例及び12件の支援ツールを追加する改訂を行い、3月に全ジョブコーチ及びその他の就労支援機関に配布した。
・全地域センターのジョブコーチ支援事業を担当するカウンセラー（計52人）を招集し、第1号職場適応援助者助成金事業法人に対する支援技法等の技術移転を意図した取組、障害者に対する効果的な支援方法等について意見交換を行った。

（資料32）

（資料33）

○定着率を向上するための取組

・定着率：84.3%（前年度比0.7%増）
・支援終了後のフォローアップや事業所内のナチュラルサポート体制の構築に努めた結果、支援終了後6ヶ月後の定着率は引き続き高水準となった。

○福祉施設、事業主等への専門的援助の実施

・第1号職場適応援助者（福祉施設のジョブコーチ）と地域センターの配置型ジョブコーチとの協同による支援の実施、第1号職場適応援助者助成金事業法人（福祉施設等）を対象とした「ジョブコーチ支援事業推進協議会」におけるケース検討、演習等を通じて、地域センターが蓄積している支援技法等の移転に努めた。
・事業主に対しては、ジョブコーチ支援を通じて必要な助言援助を実施した。

○アンケート調査（ジョブコーチ支援）

・「たいへん効果があった」「効果があった」との回答：86.1%
・アンケート調査結果については、集計結果のみならず、自由記述の意見とその分析結果、今後の対応を一覧に取りまとめ、地域センターにフィードバックした。

（資料34）

④精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムの実施

○精神障害者雇用支援ネットワークの構築・整備

・精神障害者雇用支援を効果的に実施するためには、医療機関、事業所との具体的な連携が不可欠であり、以下のことに取り組んだ。
・医療機関・事業所向けのリワーク支援の活用を呼びかけるパンフレット（好事例等）を作成・配布
・精神障害者雇用支援連絡協議会、職業リハビリテーション推進フォーラム等の開催を通じた医療機関等への積極的働きかけ（2,836機関）

（資料35）

（資料36）

○支援ノウハウの蓄積

・精神障害者総合雇用支援担当者会議（11/21,22）
・全地域センターの精神障害者総合雇用支援を担当するカウンセラー（計48人）を

予算における支援対象者数は376人。1年間で752人。2.5を乗じると約1,800人となる。）

(※参考2：平成17年度下半期の予算における対象事業所は470事業所。1年間で940事業所。2.5を乗じると約2,300事業所となる。)

(※参考3：平成17年度下半期の予算における対象事業所は940事業所。1年間で1,880事業所。2.5を乗じると約4,700事業所となる。)

そして、支援を受けた事業所にアンケート調査を実施し、精神障害者の雇用管理を進める上で効果があった旨の評価を80%以上得られるようにすること。

- ⑤ 地域センターにおいて、職業リハビリテーション専門機関の立場から、事業主に対する雇用管理に関する助言その他の援助を事業主のニーズに応じて幅広く実施すること。

続支援終了者の50%以上の復職又は雇用継続を目指して、精神障害者の特性を十分に踏まえた専門的な支援を行う。

(※参考1：平成17年度下半期の予算における支援対象者数は376人。1年間で752人。2.5を乗じると約1,800人となる。)

(※参考2：平成17年度下半期の予算における対象事業所は470事業所。1年間で940事業所。2.5を乗じると約2,300事業所となる。)

(※参考3：平成17年度下半期の予算における対象事業所は940事業所。1年間で1,880事業所。2.5を乗じると約4,700事業所となる。)

そして、支援を受けた事業所にアンケート調査を実施し、有効回答のうち80%以上から精神障害者の雇用管理を進める上で効果があった旨の評価が得られるようにする。

- ⑤ 障害者の雇用管理に関する専門的な支援の実施

地域センターにおいて、障害者の雇用管理に関する事項について、職業リハビリテーション専門機関の立場から、事業主に対する的確な相談、援助をこの中期目標期間中に延べ32,000事業所(※)に対して実施し、障害者の就職又は職場適応を促進する。

そして、助言その他の援助を受けた事業所にアンケートを実施し、有効回答のうち概ね70%以上から障害者の雇用管理の改善を進める上で効果があった旨の評価が得られるようにする。

(※参考：平成10年度から12年度(平成13年度及び平成14年度については平成15年度以降行わない障害者雇用機会創出事業の影響があるため除く。)の3年間の対象事業所数(年平均)6,484事業所。1割増の目標としつつ、4.5を乗じると約32,000事業所となる。)

ヘルス機関等を核とした精神障害者支援連絡協議会を設置し、支援に係る情報の共有化や役割分担を明確化するとともに、各機関で開催される個別の研修会等において積極的に精神障害者の雇用支援技法等に係る専門的な情報を発信することで、より有機的・機能的な活動体制の確保を図る。

個別の支援に際しては、主治医、事業主、家族等関係者の協働体制の確立を図るためのコンサルティングを行う等専門的な支援を実施するとともに、利用者の意見・要望等の把握に努め支援ノウハウの蓄積を図る。

これらの取組に基づいて、職業生活の安定のための支援が必要な精神障害者752人以上(※1)、精神障害者の新規雇用のために支援が必要な事業所940以上(※2)、復職及び雇用継続のために支援が必要な事業所1,880以上(※3)に対し、専門的な支援を実施する。

また、復職支援及び雇用継続支援終了者について、50%以上の復職又は雇用継続を目指し支援を実施する。

そして、支援を受けた事業所にアンケート調査を実施し、有効回答のうち80%以上から精神障害者の雇用管理を進める上で効果があった旨の評価が得られるようにする。

(※参考1：平成18年度の予算内示における支援対象者数は752人。)

(※参考2：平成18年度の予算内示における支援対象事業所は940事業所。)

(※参考3：平成18年度の予算内示における支援対象事業所は1,880事業所。)

- ⑤ 障害者の雇用管理に関する専門的な支援の実施

地域センターにおいて、職業安定機関が実施する雇用率達成指導等と連携しつつ、職業リハビリテーション専門機関の立場から、障害者の雇用管理に関する事項について、事業主に対する的確な相談、援助を積極的に実施し、障害者の就職又は職場適応を促進する。

(平成18年度対象事業所数の目標：7,110事業所以上)

そして、助言その他の援助を受けた事業所にアンケートを実施し、有効回答のうち概ね70%以上から障害者の雇用管理の改善を進める上で効果があった旨の評価が得られるようにする。このため、効果がなかった旨の評価に対しては、自由回答欄の記載によりその原因等を把握する等により、より利用者の満足が得られる内容となるよう随時見直しを図る。

また、全国の地域センターにおいて、事業主の支援ニーズを的確に把握し、障害者雇用のための事業主との協力関係を確立する取組を行う。この取組も踏まえて、採用計画の策定に係る助言・援助を行う等により、採用、職場定着等の各段階での事業主の障害者雇用の取組に対する体系的支援をさらに推進していく。

招集し、雇用支援ネットワークの充実・強化及び効果的・効率的な支援の実施に係る好事例やノウハウを共有

- ・リワークアシスタント経験交流会(11/28)
- ・全地域センターのリワークアシスタント(計48人)を招集し、実際の支援を通じて獲得した問題解決の手法を共有
- ・職業リハビリテーション業務研究会(12/5)
- ・カウンセラー、職業訓練指導員等(計119人)を招集し、支援事例を豊富に持っている地域センターから支援のノウハウ等を提供して共有

○体系的支援の増加等

- ・職業生活の安定のための支援が必要な精神障害者：1,011人
- ・精神障害者の新規雇用のために支援が必要な事業所：1,122事業所
- ・復職及び雇用継続のために支援が必要な事業所：2,254事業所
- ・復職率・雇用継続率：78.9%

○アンケート調査(体系的支援プログラム)

- ・「たいへん効果があった」「効果があった」との回答：80.4%
- ・アンケート調査結果については、集計結果のみならず、自由記述の意見とその分析結果、今後の対応を一覧に取りまとめ、地域センターにフィードバックした。

(資料37)

⑤障害者の雇用管理に関する専門的な支援の実施

○事業主ニーズを踏まえた個別支援の増加

- ・対象事業所数：12,551事業所(前年度比1,075事業所増)
- ・公共職業安定所が行う雇用率達成指導への協力、事業主のニーズに応じたジョブコーチ支援の積極的な実施、事業主支援ワークショップの実施、事業主支援計画に基づく体系的支援の実施等に努めた。
- ・企業同士がグループワーク方式により障害者雇用管理上の課題を発見し、その解決の糸口をつかむためのワークショップを全国で計114回開催。必要に応じ、地域センターのジョブコーチ支援など、個別支援に結びつけることにより、効果的に事業主支援を展開した。
- ・前年度のアンケート調査で把握した意見・要望等を踏まえ、企業の特徴を踏まえた専門的な支援を実施するために具体的な事業主支援計画の策定に努力した。その結果、事業主支援計画の策定件数5,730件(前年度比31.6%増)と大幅増となった。

(資料38)

(資料39)

○アンケート調査(事業主支援)

- ・「たいへん効果があった」「効果があった」との回答：87.5%
- ・アンケート調査結果については、集計結果のみならず、自由記述の意見とその分析結果、今後の対応を一覧に取りまとめ、地域センターにフィードバックした。

(資料40)

評価の視点	自己評定	S	評定	S
<p>第2 7 (1) ① 障害者の個々の特性に応じた職業リハビリテーション計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業リハビリテーションサービスの実施について、サービス対象者数22,230人を達成したか。 <p>・的確なインフォームドコンセント（説明と同意）を実施していたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援法の施行、改正障対法の施行、障害者自立支援法の施行に伴う障害者の就労支援ニーズの高まりに対応するため、ハローワークとの連携、職リハネットワークの活用等に努めた結果、対象者は26,189人と、初めて2万5千人を超えた。特に、「精神障害者」(5,620人：前年度より1,489人増)、「その他の障害者（発達障害含む）」(3,696人：前年度より318人増)等の就職や職場適応が困難な障害者の増加が著しい。 実際の作業場面を活用した職業評価の徹底により個々の障害者の特性を正確に把握するとともに、本人の意思等を的確に踏まえて、きめ細かな職業リハビリテーション計画の策定に努めた。 アンケート調査の結果、86.1%の利用者から職業リハビリテーション計画の内容に「大変満足している」又は「満足している」との評価を得た。 職業リハビリテーション計画の策定に当たっては、支援の各段階でインフォームド・コンセント(説明と同意)の実施を徹底した。(アンケート調査の結果、「計画作成時に、希望や意見を聞いてもらえたか」の質問に89.2%が、「内容について、事前に説明を受けたか」の質問に94.4%が、「説明は分かりやすかったか」の質問に87.1%がそれぞれ「はい」の評価を得た。) 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域センター実施業務」は目標を大幅に上回ったと成果を上げたと評価する。引き続き職業的重度者へのアプローチに工夫と努力を重ねて欲しい。 ジョブコーチによる支援が効果があった旨のアンケート結果を得た。 職業リハビリテーション計画を適切に策定した。 精神障害者を積極的に援助し、雇用の段階に応じた体系的総合雇用支援を実施した。その結果80%の就職率を上げた。 12,551事業所に対して専門的支援を行った。 多様な業務について、ほぼ目標を上回って成果をあげるだけでなく、総合的に実現しているところが高く評価される。 計画以上の成果を上げている。 個別ニーズに応じた職リハは今後の方向と思う。継続して推進すること。 全ての数値目標を超過達成した。 非常に高い成果。障害者増への的確な対応。就職率も素晴らしい。 	
<p>第2 7 (1) ② 障害者の就労の可能性を高めるための支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 次段階への移行率について、中期目標期間中に70%以上を達成することが可能な程度に推移していたか。 <p>・職業リハビリテーションサービスについて、中期目標期間中においてその修了者の就職率が40%となることに資するため、内容の充実を図っていたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者や発達障害者の利用が増加する中で、就職等に向かう次の段階に着実に移行させるために、対象者の課題に応じて、①地域センター内に設置した模擬的就労場面での作業支援、②職業準備講習カリキュラム、③精神障害者自立支援カリキュラムの各支援を柔軟に組み合わせて、個別カリキュラムを策定し、きめ細かな支援の実施を徹底した結果、就職等に向かう次の段階への移行率は75.7%(前年度比2.3%減)であった。 個別カリキュラムによるきめ細かな支援の実施を徹底するとともに、ハローワーク、福祉機関、医療機関等との関係機関とも密接な連携を図り、また、精神障害者の支援を積極的に実施した結果、就職率は53.5%(前年度比3.3%増)であった。 			
<p>第2 7 (1) ③ 障害者の職場適応に関する支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中にジョブコーチ支援対象者数10,500人以上、定着率75%を達成することが可能な程度に推移していたか。 <p>・アンケート調査について、有効回答のうち80%以上から職場適応を進める上で効果があった旨の評価が得られたか。</p> <p>・アンケート調査において提出された意見を適宜取り入れ、又は意見を参考として、改善策について検討していたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的障害者の他、需要が増大傾向にあり、特に前年度より大幅に需要が増大した精神障害者や発達障害者に対するジョブコーチ支援を積極的に実施した。また、増大するジョブコーチ支援の需要に応え、且つ、福祉施設等の第1号ジョブコーチに対する技術指導と移転を的確に行うため、地域センターの配置型ジョブコーチと第1号ジョブコーチの共同による支援の推進にも努めた。この結果、3,306人(前年度比8.4%増)の対象者にサービスを提供した。また、「ジョブコーチ支援による支援事業実施マニュアル」の改訂と全ジョブコーチに対する配付を行った他、地域センターのカウンセラーを対象として「ジョブコーチ支援事業担当者会議」を開催し、効果的な支援方法や第1号ジョブコーチへの技術移転等についてのノウハウの共有等支援の充実のための取組を行った。この結果、高い水準の定着率(84.3%、前年度比0.7%増)を達成した。 アンケート調査で、86.1%の対象者から、ジョブコーチによる支援が職場適応を進める上で「たいへん効果があった」又は「効果があった」との評価を得た。 平成17年度のアンケート調査での意見を踏まえ、ジョブコーチ支援のノウハウを取りまとめた「ジョブコーチによる支援事業実施マニュアル」に新たに6件の支援事例及び12件の支援ツールを追加する改訂を行い、3月に全ジョブコーチ及びその他の就労支援機関に配布した。 平成18年度に実施したアンケート調査の結果については、集計結果のみならず、自由記述の意見とその分析結果、今後の対応を一覧 			

に取りまとめ、地域センターにフィードバックし、ニーズに応じた適切な支援の実施について地域センターの取組を促した。

第2 7 (1) ④ 精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムの実施

・中期目標期間中において、復職及び雇用継続のために支援が必要な精神障害者数1,800人以上を達成することが可能な程度に推移していたか。

・平成17年10月に開始した「精神障害者総合雇用支援」については、増大する精神障害者の雇用支援の需要を踏まえ、平成18年度において強力に推進することとした。すなわち、「精神障害者雇用支援連絡協議会」や精神障害者の雇用支援を課題とした「職業リハビリテーション推進フォーラム」等の開催を通じ、医療機関を重点に雇用、福祉、教育等の関係機関への積極的働きかけを行い、地域における精神障害者の雇用支援ネットワークの構築・整備の推進を図った。特に、主治医・事業主の理解とリワーク支援の周知・活用を促すため、医療機関・事業主向けのパンフレット（「ご利用者の声」）を作成・配布した。

・また、地域センターの担当カウンセラーやリワークアシスタントを対象に、「精神障害者総合雇用支援担当者会議」、「リワークアシスタント経験交流会」、「職業リハビリテーション業務研究会」の開催を通じて雇用支援ネットワークの充実や支援の効果的な実施のためのノウハウの蓄積・共有・活用を図った。

・こうした取組の結果、復職及び雇用継続のために支援が必要な1,011人（前年度比293.9%）の精神障害者に対してサービスを提供した。

・中期目標期間中において、精神障害者の新規雇用のための支援が必要な事業所数2,300以上を達成することが可能な程度に推移していたか。

・精神障害者の新規雇用のために支援が必要な事業所に対して、ハローワークとの連携による就職希望者の面接、職場実習、ジョブコーチ支援、事業主支援計画の策定等を積極的に実施した結果、1,122事業所（前年度比224.4%）に対してサービスを提供した。

・中期目標期間中において、復職及び雇用継続のために支援が必要な事業所数4,700以上を達成することが可能な程度に推移していたか。

・復職及び雇用継続のために支援が必要な事業所に対して、職場復帰のためのコーディネート、ジョブコーチ支援、精神障害者の職場定着への指導等を積極的に行った結果、2,254事業所（前年度比204.7%）に対してサービスを提供した。

・中期目標期間中において、復職支援及び雇用継続支援終了者の50%以上の復職又は雇用継続を達成することが可能な程度に推移していたか。

・支援終了者の復職・雇用継続率は78.9%であった。

・アンケート調査について、有効回答のうち80%以上から精神障害者の雇用管理を進める上で効果があった旨の評価が得られたか。

・アンケート調査で、80.4%の事業所から、精神障害者の雇用管理を進める上で「たいへん効果があった」又は「効果があった」の評価を得た。

・アンケート調査において提出された意見を適宜取り入れ、又は意見を参考として、改善策について検討していたか。

・平成17年度のアンケート調査での意見を踏まえ、事業主、医療機関との連携を一層推進するため、具体的な事例等を記載したリワーク支援のパンフレットを作成・配布し、精神障害者総合雇用支援担当者会議において、当該パンフレットを活用して事業主、医療機関等に連携の働きかけを積極的に行うよう指示した。

・平成18年度に実施したアンケート調査の結果については、集計結果のみならず、自由記述の意見とその分析結果、今後の対応を一覧に取りまとめ、地域センターにフィードバックし、ニーズに応じた適切な支援を実施するよう地域センターの取組を促した。

第2 7 (1) ⑤ 障害者の雇用管理に関する専門的な支援の実施

・相談・援助等を行った事業所数について、7,110事業所を達成したか。

・事業主のニーズに応じたジョブコーチ支援の積極的実施、精神障害者の雇用管理に関する支援、ハローワークが行う雇用率達成指導と連携した障害者の雇用促進等の事業主支援の強化、また、企業の主体的取組を促進するための事業主支援ワークショップの開催等の支援の充実を図った結果、12,551事業所（前年度比9.4%増）に対し専門的支援を行った。

・アンケート調査について、有効回答のうち概ね70%以上から障害者の雇用管理の改善を進める上で効果があった旨の評価が得られたか。

・アンケート調査で、87.5%の事業所から障害者の雇用管理の改善を進める上で「たいへん効果があった」又は「効果があった」の評価を得た。

・アンケート調査において提出された意見を適宜取り入れ、又は意見を参考として、改善策について検討していたか。

・平成17年度のアンケート調査での意見を踏まえ、企業の現場レベルの実態を踏まえた専門的な支援を実施するため、事業主、管理者だけでなく現場で働く従業員からの意見・要望を聞き、障害者の職務、職場でのコミュニケーションや業務上の指示のあり方、就業環境等の雇用管理上の諸課題を十分把握、分析した上で事業主支援計画を策定するよう地域センターに指示した。

- ・平成18年度に実施したアンケート調査の結果については、集計結果のみならず、自由記述の意見とその分析結果、今後の対応を一覧表に取りまとめ、地域センターにフィードバックし、ニーズに応じた適切な支援の実施について地域センターの取組を促した。

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>7 障害者職業センターの設置運營業務の実施に関する事項 障害者職業センターにおける職業リハビリテーションについては、障害者各人の障害の種類及び程度並びに希望、適性、職業経験等の条件に応じ、総合的かつ効果的に実施すること。そのために、各関係機関との連携を図るとともに、職業リハビリテーションの実施に係る目標を設定し、厳格な外部評価を実施すること。 また、障害者職業総合センターにおいては、職業リハビリテーションに係る調査・研究及び新たな技法の開発を行い、その成果の普及・活用を図ること。</p> <p>(1) 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施</p> <p>⑥ 職業リハビリテーションの発展及び円滑な推進に寄与するため、医療・福祉等の分野における職業リハビリテーション実務者も含め、職業リハビリテーションの専門的知識を有する人材の育成を図ること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>7 障害者職業センターの設置運營業務の実施に関する事項 障害者職業センターにおける職業リハビリテーション関係業務については、障害者雇用納付金関係業務等と有機的な連携を図るとともに、職業安定機関を始め、福祉、医療、教育機関等の関係機関との密接な連携の下、適正かつ効果的に業務を実施する。 また、効率的かつ効果的な業務の実施に資するため、外部の委員による厳格な評価を実施する。</p> <p>(1) 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施</p> <p>⑥ 職業リハビリテーションの専門的知識を有する人材育成等 職業リハビリテーション専門職である障害者職業カウンセラーの養成及び研修を実施するとともに、医療・福祉等の分野の職員等を対象に、職業リハビリテーションに関する次の専門的、技術的研修を職種別・課題別に実施する等により、職業リハビリテーション人材の育成を図る。 イ 障害者雇用支援センター及び障害者就業・生活支援センターの指導員等を養成するための研修 ロ 職場適応援助者（ジョブコーチ）を養成するための研修 ハ 医療・福祉等の分野における職業リハビリテーション実務者を養成するための研修</p> <p>また、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する専門的な情報を提供する等により、地域の職業リハビリテーションのネットワークの育成を図る。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>7 障害者職業センターの設置運營業務の実施に関する事項 障害者職業センターにおける職業リハビリテーション関係業務については、障害者雇用納付金関係業務等と有機的な連携を図るとともに、職業安定機関を始めとする福祉、医療、教育機関等の関係機関との密接な連携の下、適正かつ効果的に業務を実施する。 職業リハビリテーションに関する業務については、外部評価委員会の職業、医学、社会、教育の各リハビリテーション分野の専門家を委員とする職業リハビリテーション専門部会において外部評価を実施する。</p> <p>(1) 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施</p> <p>⑥ 職業リハビリテーションの専門的知識を有する人材育成等 職業リハビリテーション専門職である障害者職業カウンセラーの養成及び研修を実施するとともに、医療・福祉等の分野の職員等を対象に、職業リハビリテーションに関する次の専門的、技術的研修を職種別・課題別に実施する等により、職業リハビリテーション人材の育成を図る。 イ 障害者雇用支援センター及び障害者就業・生活支援センターの施設長、スタッフリーダー及び新規採用指導員等を養成するための研修（年5回） ロ 職場適応援助者（ジョブコーチ）を養成するための研修（年7回） ハ 医療・福祉等の分野における職業リハビリテーション実務者を養成することを目的とした実践的支援技法等を付与する職業リハビリテーション実践セミナー（年2回） なお、職業リハビリテーション実践セミナーについては、引き続き、医療・福祉等の分野の関係者が参加しやすい土日を含めた開催とする。 また、地域センターにおいて、障害者の就業支援に関する関係機関等の共通認識を形成するための職業リハビリテーション推進フォーラムを開催するとともに、医療・福祉等の分野の職員等を対象に、障害者の就業支援に関する基礎知識を付与するための地域就業支援基礎講座を開催し、地域の職業リハビリテーションのネットワークの育成を図る。</p>	<p>平成18年度の業務の実績</p> <p>(1) 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施</p> <p>⑥職業リハビリテーションの専門的知識を有する人材育成等 ○就業・生活支援センター等職員研修 ・新任担当者研修：実施2回 修了者99名 ・新任施設長研修：実施2回 修了者31名 ・スタッフリーダー研修：実施1回 修了者3名</p> <p>○職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修 ・第1号職場適応援助者養成研修：実施4回 修了者167名 ・第2号職場適応援助者養成研修：実施3回 修了者11名</p> <p>○職業リハビリテーション実践セミナー ・発達障害コース：実施2回 修了者225名 ・精神障害者コース：実施2回 修了者180名 ・高次脳機能障害コース：実施2回 修了者114名</p> <p>○地域職業リハビリテーション推進フォーラム ・実施56回 修了者4,743名</p> <p>○地域就業支援基礎講座 ・実施79回 修了者2,541名</p> <p>(資料41) (資料42)</p> <p>○研修カリキュラムの工夫 ・就業・生活支援センター等の中堅指導員等を対象としたスタッフリーダー研修は、前期（集合研修）の内容を踏まえて各現場で取り組む実践期研修において課している3種のレポート作成について、事前にきめ細かいメール、電話等による個別指導を強化し、質の高い後期（集合研修）を実施した。 ・第2号ジョブコーチ養成研修（地域研修）は、原則として各受講者の支援現場で実施した。 ・職業リハビリテーション実践セミナーは、障害別に3コース、さらに各コースを就労支援の経験別（経験あり・経験なし）に分けた上、ケーススタディについては、少人数のグループ編成で密度の濃い効果的な討議を行えるよう、グループ数を増やしてきめ細かく実施した。さらに、前年度の受講者アンケートを踏まえて、就労している障害者が、講師として支援に関する提言を行う講義を新設した。なお、受講者の便宜を考慮して土日を含めた日程で開催した。</p> <p>○受講ニーズ増大への対応 ・障害者自立支援法の施行等を背景とした福祉施設等の職員からの受講ニーズ増大</p>

			<p>に対応するため、職業リハビリテーション実践セミナーは、年間対象者数を400名（平成17年度）から500名に拡大した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジョブコーチ養成研修は、職場適応援助者助成金制度に基づく受講ニーズに機動的に対応するため実施回数を年間5回（平成17年度）から7回に拡大した。その結果、希望者全員が受講できた。 <p>○受講者アンケート調査の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講者アンケート調査の結果における各研修毎の満足度は、就業・生活支援センター等の新任施設長研修の満足度（74.1%）を除き、90%以上となった。 ・アンケート調査の要望を踏まえ、就業・生活支援センター等の新任施設長研修については、平成19年度において地域における支援センターの役割等に関する科目を新設するなど、研修カリキュラムの見直しを行った。また、本部における各種研修についてグループ討議等を充実させることとしている。 <p style="text-align: right;">（資料43）</p> <p>○追跡調査の新規実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修カリキュラムの実践現場での有効性を把握・検証するため、平成18年度から追跡アンケート調査を実施することとし、スタッフリーダー研修、ジョブコーチ養成研修及び実践セミナーの3つの研修について実施し、平成17年度の受講者の90%以上の者が実務に役立っていると回答した。 <p style="text-align: right;">（資料44）</p>
--	--	--	---

評価の視点	自己評定	A	評定	A
<p>第2 7 (1) ⑤ 職業リハビリテーションの専門的知識を有する人材育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業リハビリテーションの専門的知識を有する人材育成のための措置を計画的に行ったか。 	<p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業・生活支援センター等職員研修では、職務レベルに応じた研修を実施計画に基づき、年間5回実施した。このうち、中堅指導員等を対象としたスタッフリーダー研修では、それぞれの施設の実践期研修において課しているレポートの作成について、課題を的確に把握分析し、より深い考察内容となるよう、新たに、本部からメール、電話等により個別指導をきめ細かく実施した。 ・ジョブコーチ養成研修では、平成17年10月に職場適応援助者助成金が創設されたことに伴う受講ニーズの増大に機動的に対応するために、前年度に引き続き実施回数を拡大した（平成16年度年間3回→平成17年度年間5回→平成18年度年間7回）。この結果、希望者全員が受講できた。 ・職業リハビリテーション実践セミナーは、実施計画に基づき、年間2回、土日を含めて開催した。障害者自立支援法の施行等を背景とした福祉施設等の職員の受講ニーズの増大に対応するため、受講者枠を計400名から計500名に拡大した。また、障害別（発達障害・精神障害・高次脳機能障害）、経験の有無別にコースを分けた上、ケーススタディについては、少人数のグループ編成で密度の濃い効果的な討議を行えるよう、グループ数を増やした。さらに、前年度の受講者アンケートを踏まえ、就労している障害者が講師として支援に関する提言を行う講義を新設した。 ・地域における精神障害者の職業リハビリテーションネットワークの形成・整備を重点課題として、各地域障害者職業センターにおいて地域職業リハビリテーション推進フォーラムを開催し、企業や雇用、福祉、医療、教育等の関係機関における職リハに関する共通認識の形成を図った。また、地域就業支援基礎講座を開催し、雇用、福祉、医療、教育等の関係機関の職員に対し、職リハの基礎知識を付与した。 ・研修カリキュラムの実践現場での有効性を把握・検証するために、受講者に対して、受講後半年～1年時点の追跡アンケート調査を新たに実施した。平成17年度の受講者の90%以上が実務に役立っていると回答した。 		<p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標を概ね上回った成果を上げたと評価する。引き続き、質的にも高い「人材の育成」に努力して欲しい。 ・ジョブコーチの養成研修の回数を増やした。 ・職リハネットワーク整備を行い、地域センターを活性化した。 ・人材育成の取組は高く評価される。機構全体のガバナンス向上のためにもさらに相互の人的ネットワーク向上も意図した人材育成を期待したい。 	

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>7 障害者職業センターの設置運營業務の実施に関する事項 障害者職業センターにおける職業リハビリテーションについては、障害者各人の障害の種類及び程度並びに希望、適性、職業経験等の条件に応じ、総合的かつ効果的に実施すること。そのために、各関係機関との連携を図るとともに、職業リハビリテーションの実施に係る目標を設定し、厳格な外部評価を実施すること。 また、障害者職業総合センターにおいては、職業リハビリテーションに係る調査・研究及び新たな技法の開発を行い、その成果の普及・活用を図ること。</p> <p>(2) 職業リハビリテーションに係る調査・研究及び新たな技法の開発の実施とその普及・活用の推進</p> <p>① 職業リハビリテーションの充実、向上に資するため、職業リハビリテーションに関する調査・研究を実施すること。 また、各研究テーマについて、研究の質を評価することが可能な指標を設定すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>7 障害者職業センターの設置運營業務の実施に関する事項 障害者職業センターにおける職業リハビリテーション関係業務については、障害者雇用納付金関係業務等と有機的な連携を図るとともに、職業安定機関を始め、福祉、医療、教育機関等の関係機関との密接な連携の下、適正かつ効果的に業務を実施する。 また、効率的かつ効果的な業務の実施に資するため、外部の委員による厳格な評価を実施する。</p> <p>(2) 職業リハビリテーションに係る調査・研究及び新たな技法の開発の実施とその普及・活用の推進</p> <p>① 職業リハビリテーションに関する調査研究の実施 障害者の職業リハビリテーションに関する施策の充実及び障害者職業センター等における関係業務の推進に資するため、次の事項に重点を置いて職業リハビリテーションに関する調査・研究を毎年度平均12テーマ以上（※）実施する。 （※参考：14年度実績 12テーマ） なお、通常の研究のほか、総合的な研究テーマについてプロジェクト方式による研究を実施する。 イ 身体障害、知的障害、精神障害その他の多様な障害の職業的特性 ロ 各種の障害の特性に対応した効果的な職業リハビリテーション技法 ハ 障害者の就労を容易にするための機器・ソフトウェア ニ 障害者職業センターを中心とした関係機関・施設の連携による職業リハビリテーションの効果的な実施方法 ホ 職業リハビリテーションに関連する法制度・施策 ヘ 職業リハビリテーションに関する情報提供システム 中期目標の期間中に終了した調査・研究について外部評価を行い、各調査・研究について、3分の2以上の評価委員から、4段階中上から2段階以上の評価が得られるようにする。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>7 障害者職業センターの設置運營業務の実施に関する事項 障害者職業センターにおける職業リハビリテーション関係業務については、障害者雇用納付金関係業務等と有機的な連携を図るとともに、職業安定機関を始めとする福祉、医療、教育機関等の関係機関との密接な連携の下、適正かつ効果的に業務を実施する。 職業リハビリテーションに関する業務については、外部評価委員会の職業、医学、社会、教育の各リハビリテーション分野の専門家を委員とする職業リハビリテーション専門部会において外部評価を実施する。</p> <p>(2) 職業リハビリテーションに係る調査・研究及び新たな技法の開発の実施とその普及・活用の推進</p> <p>① 職業リハビリテーションに関する調査研究の実施 障害者の職業リハビリテーションに関する施策の充実及び障害者職業センター等における関係業務の推進に資するため、以下の13テーマについて研究を実施する。 イ 継続テーマ (イ) 事業主、家族等との連携による職業リハビリテーション技法に関する総合的研究 (ロ) 障害者雇用に係る需給の結合を促進するための方策に関する研究 (ハ) 障害者差別禁止法制下での障害者の雇用促進施策の動向に関する研究 (ニ) 高次脳機能障害者の雇用促進及び就業継続に対する支援のあり方に関する研究 (ホ) 障害者の多様な就業形態の実態と質的向上等の課題に関する研究 (ハ) 知的障害者のパソコン利用支援ツールの開発に関する研究 (ト) 「カスタム化就業」の効果と我が国への導入可能性に関する研究 (フ) 地域における雇用と医療等との連携による障害者の職業生活支援ネットワークの形成に関する総合的研究 ロ 新規テーマ (イ) 職業リハビリテーションにおける課題分析の活用に関する研究 (ロ) 軽度発達障害者の作業遂行を支援するプログラムの開発に関する研究 (ハ) 職場適応援助者制度の現状と今後のあり方に関する研究 (ニ) ナチュラルサポート形成の過程と手法に関する研究 (ホ) 発達障害者の就労支援の課題に関する研究 これらについては、中期計画に掲げる</p>	<p>平成18年度の業務の実績</p> <p>(2) 職業リハビリテーションに係る調査・研究及び新たな技法の開発の実施とその普及・活用の推進</p> <p>①職業リハビリテーションに関する調査研究の実施 ・次の4点を重点とし、13の研究テーマ（新規5テーマ、継続8テーマ、これらのうちプロジェクト方式による「特別研究」3テーマ）について調査・研究を実施し、終了した7テーマについて調査研究報告書等の研究成果物を作成した（研究の重点） i 発達障害者、精神障害者、高次脳機能障害者及び難病者等に対する社会的支援の強化という要請に応えた先駆的な研究 ii ジョブコーチ支援におけるナチュラルサポート形成に関する研究等、職業リハビリテーション業務の実践現場の課題解決に資するための研究 iii 地域の多くの就労支援機関で活用できる支援ツール等の開発のための研究 iv 国の政策立案に資する研究 (資料45)</p> <p>○調査研究報告書の作成（7本） ・研究評価委員による個別評価を受けた結果、7本とも中期計画に定める目標に達する評価を得た。このうち「事業主、家族等との連携による職業リハビリテーション技法に関する研究」、「知的障害者のパソコン利用支援ツールの開発に関する研究」及び「「カスタム化就業」の効果とわが国への導入可能性に関する研究」の3本については全ての研究評価委員から「優れている」との最高評価を得ることができた。 (資料46)</p> <p>○資料シリーズ作成（2本） ・終了した研究と継続中の特別研究について、研究の過程で得られた知見等を資料シリーズとしてまとめた。 ・カスタマイズ就業マニュアル（資料シリーズNo.36） ・継続して医療的ケアを必要とする人の就業を支える地域支援システムの課題に関する調査（資料シリーズNo.37） (資料45)</p> <p>○職リハ関係機関への配布等 ・上記の平成18年度の研究成果物は、広域・地域センター、労働関係機関、障害者福祉・教育機関、医療・保健機関、障害者多数雇用企業などに配布するとともに、研究部門ホームページにもPDFにて公開し、広く周知を図った。 ・また、調査研究報告書については、前年度までのものと比べ情報量を増やす等内容の充実を図ったサマリーを作成して、より多くの関係者に理解しやすいような工夫を行った。 (資料47)</p>

- ② 先駆的な職業リハビリテーションの開発を行い、その成果を新たな職業リハビリテーションサービスとして提供すること。
- ③ 多様な障害に対応した支援技法を開発すること。

- ④ 事業主や関係機関に対して、研究・開発の成果の普及を図るための場を設けるとともに、職業リハビリテーションに関して職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアルや教材等を作成・公開すること。

- ② 職業リハビリテーションに係る技法の開発
精神障害者や高次脳機能障害等これまでの支援技法では効果の現れにくい障害者に対して、①で行う調査・研究とあいまって、障害特性及び事業主のニーズに応じた新たな職業リハビリテーション技法の開発を毎年度3テーマ以上実施する。
また、新たな技法を活用した職業準備訓練等を実施するなどにより、多様な障害者に対し効果的な職業リハビリテーションを実施する。

- ③ 研究成果の積極的な普及・活用
研究成果の普及・活用を図るため、研究発表会の開催、学会等での発表、各種研修での講義、インターネットを通じての情報提供等を行うとともに、職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアル、教材、ツール等を中期目標期間中に15件以上(※)作成する。
(※参考：過去3年間の実績(年平均)3件。1割増の目標としつつ、4.5を乗じると約15件となる。)

評価結果が得られるものとなるように調査・研究を進める。また、18年度に終了する上記イの(i)から(ト)の研究について速やかに外部の研究評価委員による評価を行う。

- ② 職業リハビリテーションに係る技法の開発
精神障害者や高次脳機能障害等これまでの支援技法では効果の現れにくい障害者に対して、以下の3テーマについて障害特性及び事業主ニーズに応じた新たな職業リハビリテーション技法の開発を行い実践報告書、研究発表等を通じて、その普及に努める。また、新たな技法を活用して、多様な障害者に対し効果的な職業リハビリテーションサービスを提供する。
イ 在職精神障害者の職場復帰に関し、復職支援体制を新たに構築する企業との連携による支援プログラムの開発
ロ 発達障害者の就労支援に関し、個々人の多様な職業的課題に対応したアセスメント技法の開発
ハ 高次脳機能障害者の就労支援に関し、各種支援技法の検証と普及に向けた取り組み

- ③ 研究成果の積極的な普及・活用
研究成果の普及とわが国における職業リハビリテーションの質的向上に資するため、平成18年12月に、職業リハビリテーションの研究及び実践に携わる関係者の参加を得て、障害者の就労支援に関する実践事例、調査研究、企業における雇用事例等に関する発表並びに特別講演、パネルディスカッション等を内容とする職業リハビリテーション研究発表会を開催する。
また、研究成果の普及・活用を図るため、学会等での発表、各種研修での講義、インターネットを通じての情報提供等を行うとともに、職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアル等を3件以上作成する。

- ②発達障害者、精神障害者及び高次脳機能障害者に対する支援技法の開発
・以下の3つのテーマについて新たな技法の開発を行い、実践報告書の作成、研究発表、研究部門ホームページにおける研究成果の公開等により、その成果の普及に努めた。

- 在職精神障害者の職場復帰に関し、復職支援体制を新たに構築する企業との連携による支援プログラムの開発
・企業との連携による復職支援をとおして、i)セルフケア関連技法、ii)キャリアプラン関連技法、iii)職務遂行上のセルフマネジメント技法、iv)復帰先事業所への助言・援助、により構成されたプログラムの有効性を検討し、実践報告書を作成した。

- 発達障害者の就労支援に関し、個々人の多様な職業的課題に対応したアセスメント技法の開発
・前年度に開発した「ワークシステム・サポートプログラム」の開発を更に進め、i)実際の職場により近い設定でのアセスメントとスキル付与支援、ii)自己の障害特性や課題に気づくとともに、就業に必要となる配慮を明確にし事業所に提示することに役立つツール、について検討と検証を行い、実践報告書を作成した。

- 高次脳機能障害者の就労支援に関し、各種支援技法の検証と普及に向けた取組
・障害認識を促す技法をさらに検証するとともに、家族支援の必要性について確認・検討を進めた。

- ③研究成果の積極的な普及・活用
○第14回職業リハビリテーション研究発表会の開催
・開催日：平成18年12月5日(火)・6日(水)
・研究発表の題数：94題(前年度より18題増加)。うち研究部門による発表は35題(10題増加)。
・分科会数：14分科会(4分科会增加)
・特別講演：「発達障害についての理解と支援」
・パネル・ディスカッション：「ジョブコーチ支援の現状と今後の展望」
・ワークショップ：i)「障害者の就労支援と関係機関の役割」、ii)「医療リハと職業リハの連携による就労支援」
・参加者：900名(前年度859名)
福祉機関、企業、教育機関からの参加者が増加した。

分類	平成18年度	平成17年度
福祉	236	208
企業・企業団体	86	52
教育	82	62

- ・参加者アンケート調査：「大変参考になった」「参考になった」との回答。研究発表会全体92.7%、口頭発表95.9%、ワークショップ94.5%、特別講演85.0%。
※参加者の意識をより正確に把握するために、「どちらでもない」という選択肢を追加し5肢とした。

(資料48)

- 学会等での発表、研修講師等
・「日本職業リハビリテーション学会」を始めとする関係学会等での発表(24件)のほか、研究員・職業センター職員が計184本(前年度146本)の研修講義(うち当機構が実施する研修での講義123件、外部機関が実施する研修での講義61件)を担当し、積極的な成果の普及に努めた。中でも、研究員による外部機関が実施する研修での講義件数(61件)は、前年度(27件)より大幅に増加した。
(資料49)
(資料50)

- マニュアル、教材、ツール等の作成(5本)
・上記の職業リハビリテーションに係る調査・研究及び職業リハビリテーション技法の開発の成果を踏まえ、より現場のニーズに即した実践で活用しやすいものを目指し、以下の5点を作成した。
i)「トータルパッケージの活用のために」
ii)「やってみよう!パソコンデータ入力(CD-ROM)」
iii)「就労移行支援のためのチェックリスト活用の手引き」